

一般社団法人 日本エコ協会 会員規約

第1条(基本理念と目的)

「一般社団法人日本エコ協会」は、環境エコ・経営エコをテーマに集いし会員(個人又は法人)が、主体的に協力し合い、人脈拡大・自己啓発・資質向上と経済、経営、技術、教育並びに新事業、新商品開発の素地を醸成し、人・企業の成長と生き甲斐を共創する。また、環境負荷の軽減に貢献できる事業、地球環境に優しい事業を通して安全で豊かな地域社会創りと活性化に寄与することを目的とします。

第2条(名称)

当会は、一般社団法人日本エコ協会と称します。

第3条(会員資格と入会月)

- 1.会員とは、当会に対して本会則に同意して入会を申込み、当会が承諾をした以下の各号会員を指します。
 - (1)1号会員(決議会員) 当会が入会を依頼し承諾をした個人又は法人で議決権を有する。
 - (2)2号会員(正会員) 当会の目的に賛同して入会した個人または法人
 - (3)3号会員(賛助会員) 当会の目的に賛同して賛助するために入会した個人または法人
 - (4)4号会員(協力会員) 当会の目的に賛同して入会した各種情報の利用のみができる個人又は法人
 - (5)5号会員(登録会員) 当会の目的に賛同して応援するために入会した個人又は法人
- 2.会員は、毎月10日期限内で登録申請を行って、当会に承諾を受けた翌月1日を以って入会月とみなします。
- 3.会員は、会員種別に定められた入会金及び会費を支払うことに同意します。

第4条(情報提供と秘密保持)

当会は、会員資格に準じ、以下の情報を提供します。但し、個人情報や業務上の機密事項については、それを遵守すること。

- 1.会及び会員が保有する事業の情報を提供します。
- 2.成功事例並びにその為のノウハウ・情報を提供します。
- 3.当会の名称を使用する時は、文書の有無に関りなく、必ず理事会又は事務局の事前承認を得ること。
- 4.上記各号は、IT技術を使った方法で情報提供します。
- 5.当会に帰属するノウハウ・情報の利用については、「業務提携契約書」を取り交わすなど別途詳細条件を定める。

第5条(報告義務)

会員は、当会の規定に従い、当会への報告事務を遂行することに同意します。

第6条(著作物の利用)

会員は、当会ホームページ等に掲載され当社帰属とする情報については、承諾を得たものに限り自由に利用でき、関係企業に開示する事ができます。ただし当会より引用した情報として明示しなければなりません。

第7条(入会金と年会費支払いの同意)

- 1.会員は、入会金並びに年会費を下記定め通りに送金(送金手数料会員負担)した事を以って入会を申請します。
 - (1)1号会員 入会金100,000円並びに会費月額10,000円
 - (2)2号会員 入会金100,000円並びに会費月額10,000円
 - (3)3号会員 入会金100,000円並びに会費年額120,000円(入会時一括入金)
 - (4)4号会員 入会金10,000円並びに会費年額12,000円(入会時一括入金)
 - (5)5号会員 入会金3,000円(入会時一括入金)
- 2.会員は、入会金は入会時一括して、また会費月額を毎月指定の銀行口座に送金手数料自己負担の口座振込みで会費を支払うことに同意します。
- 3.お支払い戴いた入会金と月額会費は、期間中退会でも理由の如何を問わず返金できません。

第8条(利用規約)

本会則に定めのない細則は、利用規約に別に定め、会員は利用規約を遵守しなければなりません。

第9条(退会ならびに会員資格の喪失)

- 1.会員は、退会届を退会前月の10日期限内で、書面を提出することにより退会できます。
- 2.当会は、会員が以下の各号に該当したとき会員資格を取り消すことができます。
 - (1)本会則ならびに利用規約に違反したとき
 - (2)一般社団法人日本エコ協会ならびに当会の名誉・信用及び利益を著しく害する行為のあったとき

第10条(届出事項の変更)

- 1.会員は当会に届出の氏名、住所他登録情報に変更が生じた場合、速やかに変更連絡を行います。

第11条(会則の変更承諾)

本会則の変更は、当会より変更事項を会員に通知します。なお会員の変更承諾は、会員が当会を利用することにより承諾されたものとみなします。